

平成 31 年度大分地方裁判所及び管内簡易裁判所の裁判官
の配置、裁判事務の分配、代理順序及び開廷日割等

平成 30 年 12 月 13 日裁判官会議議決

平成 31 年 1 月 9 日常置委員会議決

平成 31 年 3 月 14 日裁判官会議議決

平成 31 年 3 月 14 日裁判官会議議決

平成 31 年 3 月 26 日常置委員会議決

第 1 裁判官の配置

1 本 庁

(1) 民 事 部

第 1 部	判 事 (部総括)	佐 藤 重 憲
	判 事	空 閑 直 樹
	判 事	伊 藤 拓 也
	判 事 (杵築支部から填補)	関 洋 太
	判 事	野 口 晶 寛
	判事補	宇 根 忠 明
第 2 部	判 事 (部総括)	鈴 木 和 典
	判 事	藤 井 秀 樹
	判 事	伏 見 英
	判 事 (杵築支部から填補)	関 洋 太
	判 事	野 口 晶 寛
	判事補 (特)	鈴 木 輝 子

[REDACTED]
判事補 橋之口 峻

(2) 刑事部

判事（部総括） 有賀 貞博
判事補（特） 金友 宏平
判事補（特）（家庭裁判所から填補）
金友 有理子
判事補 渋谷 俊介

(3) 特 別 部

判事	(所長)	岩	坪	朗	彦
判事		佐	藤	重	憲
判事		鈴	木	和	典
判事		空	閑	直	樹
判事		藤	井	秀	樹
判事		磯	尾	俊	明
判事		伊	藤	拓	也
判事		伏	見		英
判事		野	口	晶	寛
判事補	(特)	鈴	木	輝	子

判事補（特）	金 友 有理子
判事補	渋 谷 俊 介
判事補	宇 根 忠 明
判事補	橋之口 峻
判 事（支部長）	関 洋 太
判 事（本庁から填補）	伏 見 英
判 事（本庁から填補）	伊 藤 拓 也

5	中津支部	判事 (支部長)	澤井 真一
		判事補 (特)	増子 由一
		判事補 (本庁から填補)	宇根 忠明
6	日田支部	判事 (支部長)	杉浦 一輝
7	大分簡易裁判所		
		簡裁判事 (司掌者)	岩坪 朗彦
		簡裁判事	伊藤 拓也
		簡裁判事	伏見 英
		簡裁判事	一志 泰滋
		簡裁判事	三城 芳子
		簡裁判事 (竹田簡易裁判所 から填補)	綿森 明男
		簡裁判事 (佐伯簡易裁判所 から填補)	五嶋 勝彦
		簡裁判事 (臼杵簡易裁判所 から填補)	橋辺 隆司
8	別府簡易裁判所		
		簡裁判事	上甲 俊夫
9	杵築簡易裁判所		
		簡裁判事	関洋太
		簡裁判事 (別府簡易裁判所 から填補)	上甲 俊夫
10	中津簡易裁判所		
		簡裁判事 (司掌者)	澤井 真一
		簡裁判事	増子 由一
		簡裁判事 (豊後高田簡易裁 判所から填補)	浅見 牧夫

11 豊後高田簡易裁判所	簡裁判事	浅見牧夫
12 日田簡易裁判所	簡裁判事（司掌者）	杉浦一輝
	簡裁判事	池尻修三
13 竹田簡易裁判所	簡裁判事	綿森明男
14 佐伯簡易裁判所	簡裁判事	五嶋勝彦
15 白杵簡易裁判所	簡裁判事	橋辺隆司

第2 裁判事務の分配

1 本 庁

(1) 民事部

ア 事務の分担

(ア) 民事第1部

以下の民事に関する事件を分担する。ただし、特別の定めがあるものは、その定めによる。

- a 合議事件の2分の1
- b 単独事件の2分の1
- c 労働審判事件の6分の4
- d 破産事件の全部
- e 民事再生事件の全部
- f 会社更生事件の全部
- g 船舶所有者等責任制限事件の全部

- h 油濁損害賠償責任制限事件の全部
- i 配偶者暴力等に関する保護命令事件の全部
- j 非訟事件（特別清算、仮登記仮処分事件を含む。）の全部
- k 調停事件（民事調停法20条1項により、受訴裁判所が自ら調停により事件を処理する場合を除く。）の全部
- l 仮の地位を定める仮処分（労働保全命令事件を含む。）に対する保全異議及び保全取消事件の2分の1（後記イ(ア)のd及びgの事件の保全異議及び保全取消事件を除く。）
- m 仮の地位を定める仮処分（労働保全命令事件を含む。）以外の保全命令事件に対する保全異議及び保全取消事件の4分の3（後記イ(ア)のd及びgの事件の保全異議及び保全取消事件を除く。）
- n 過料事件の全部
- o 公示催告事件の全部
- p 訴え提起前の証拠収集の処分事件の2分の1
- q 竹田支部から回付された事件（「回付について」1(4)に基づき配付された事件）

(イ) 民事第2部

以下の民事に関する事件を分担する。ただし、特別の定めがあるものは、その定めによる。

- a 合議事件の2分の1
- b 単独事件の2分の1
- c 労働審判事件の6分の2
- d 民事執行事件の全部
- e 財産開示事件の全部
- f 仲裁関係事件の全部

g 仮の地位を定める仮処分（労働保全命令事件を含む。）に対する保全異議及び保全取消事件の2分の1（後記イ(ア)のd及びgの事件の保全異議及び保全取消事件を除く。）

h 仮の地位を定める仮処分（労働保全命令事件を含む。）以外の保全命令事件に対する保全異議及び保全取消事件の4分の1（後記イ(ア)のd及びgの事件の保全異議及び保全取消事件を除く。）

i 訴え提起前の証拠収集の処分事件の2分の1

j 佐伯支部から回付された事件（「回付について」1(4)に基づき配付された事件）

(ウ) 保全命令事件（後記イ(ア)のd及びgの事件の保全命令事件を除く。）

民事第1部及び民事第2部の各裁判官並びに刑事部の渋谷俊介裁判官により分担する。

(エ) 合議体で行った保全命令事件に対する保全異議及び保全取消事件は、

(ア) l及びm並びに(i) g及びhの定めにかかわらず、他の部の合議事件とする。

イ 事件の配付

(ア) 合議事件

合議事件は、a 民事控訴事件、b 民事抗告事件、c 民事・行政再審事件、d 行政事件（地方自治法243条の2第5項の規定による事件を本案とする保全事件（保全異議及び保全取消事件を含む。）を含む。），e 医療過誤による損害賠償請求事件、f 人身保護事件、g 地方自治法242条の3第2項の規定による事件及びこれを本案とする保全事件（保全異議及び保全取消事件を含む。），h 支部から合議相当で回付された事件で、上記aからfまでに該当しない事件、i 除斥又は忌避申立事件に区分し、上記dの事件のうち、地方自治法243

条の2第5項の規定による事件及びこれを本案とする保全事件並びに上記gの事件は、同法243条の2第5項又は同法242条の3第2項に規定する「当該判決」を言い渡した部に配付し、その余の事件は、各種別ごとの受付の順及び前記事務の分担の割合に従い、民事第1部と民事第2部に順次配付する。

(イ) 単独事件

単独事件は、a 通常民事訴訟事件（前記(ア)のe, g及びhの事件並びに(イ)のb, d及びeの事件を除く。），b 交通事故による損害賠償請求事件（交通事故による損害賠償債務の不存在確認事件及び交通事故関係の保険金請求事件を含む。），c 手形・小切手訴訟事件，d 労働関係民事訴訟事件，e 通常民事訴訟事件のうち被告数が20人以上の事件に区分し、各種別ごとの受付の順及び前記事務の分担の割合に従い、民事第1部と民事第2部に順次配付する（ただし、eの事件のうち被告数が100人以上の事件については、2件分に換算して配付する。）。

(ウ) 年度替わりにおいて、事件は、前年度に続けて配付し、年度更新の方法は採らない。

(エ) 事件の配付に誤りがあったことが判明したときは、その直後の同種の新件により調整を行う。

(オ) 差戻事件のうち前記(ア)及び(イ)に関する事件については、差戻前の裁判に関与した裁判官が民事部に所属する場合に限り、当該裁判官の属さない部に配付し、これにより、民事各部の間の事件の配付割合に変更が生じたときは、その直後の同種の新件により調整を行う。

上記事件以外の差戻事件については、前記アの定めにより配付するが、配付を受けた部に差戻前の裁判に關与した裁判官が所属するときは、当

該裁判官以外の裁判官に配付する。

(カ) 保全命令事件（前記(ア)のd及びgの事件の保全命令事件を除く。）の各裁判官の分担は、別途、本庁民事部裁判官の申合せにより定める。

(2) 刑事部

刑事に関する事件全部及び心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（以下「医療観察法」という。）に関する事件（以下「医療観察事件」という。）。ただし、特別の定めがあるものは、その定めによる。

(3) 特則

ア 民事及び刑事に関する証拠保全事件、共助事件、公正証書公示送達許可事件、鑑定入院命令事件（医療観察法34条1項前段、60条1項前段）並びに連戻状の請求事件（同法99条5項、6項、34条6項）

判事補	渋谷俊介	3分の1
判事補	宇根忠明	3分の1
判事補	橋之口峻	3分の1

上記裁判官が上記のとおり分担し、事件は、上記の順序及び割合に従い、事件の種類ごとに、受付順に順次配付する。年度替わりにおいて、事件は、前年度に続けて配付し、年度更新の方法は採らない。

ただし、民事に関する証拠保全事件のうち本案事件提起後のものは、本案事件を担当する裁判官に配付する。また、刑事に関する証拠保全事件のうち本案事件が合議事件のものは、渋谷俊介裁判官以外の裁判官に配付し、これにより、事件の配付割合に変更が生じたときは、その直後の本案事件が単独事件のものにより調整を行う。

イ ①令状請求事件、②第1回公判期日前の勾留に関する処分、③刑事訴訟法430条による準抗告事件、④国際的な協力の下に規制薬物に係る不正

行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（以下「麻薬特例法」という。）並びに組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（以下「組織的犯罪処罰法」という。）に定める起訴前及び第1回公判期日前の保全請求事件並びにこれらの処分に付隨する処分を求める申立事件

所長を除く全裁判官（地裁兼務の裁判官を含む。）により分担し、その分担の内容は、別途、申合せにより定める。

ウ 刑事訴訟法429条による準抗告事件

別途、本庁裁判官の申合せにより定める。

エ 医療観察法による裁判官の処分に対する不服申立事件（同法72条1項）及び裁判所の処分に対する異議申立事件（同法73条）

民事第1部及び民事第2部が交互に担当する。ただし、年度替わりにおいて、事件は、前年度に続けて配付し、年度更新の方法は採らない。

オ 除斥又は忌避申立事件

刑事訴訟法24条又はその準用（同法26条による準用及び法解釈による準用を含む。）により除斥又は忌避申立てを却下する場合を除き、以下のとおりとする。

(ア) 民事事件に係る場合

a 本庁に所属する裁判官及び書記官に対する除斥又は忌避申立事件
当該裁判官及び書記官の所属しない他の民事部が担当する。

b 支部及び管内簡易裁判所に所属する裁判官並びに支部に所属する書記官に対する除斥又は忌避申立事件
民事第1部及び民事第2部が交互に担当する。

(イ) 刑事事件に係る場合

a 本庁に所属する裁判官及び書記官に対する忌避申立事件

民事第1部及び民事第2部が交互に担当する。

- b 支部及び管内簡易裁判所に所属する裁判官並びに支部に所属する書記官に対する忌避申立事件
　　刑事部が担当する。

- (ウ) 医療観察事件に係る本庁に所属する裁判官、書記官又は精神保健審判員に対する忌避申立事件

　　民事第1部及び民事第2部が交互に担当する。

- カ 判事又は特例判事補が担当する事件で参与を相当とするものは、当該部に属する判事補に適宜割り当てる。

- キ 本庁において取り扱う事件

　　杵築支部、佐伯支部、竹田支部、中津支部及び日田支部における次の事件は、本庁において取り扱う。

- (ア) 預金保険法87条による事業譲渡等許可申請事件

- (イ) 医療観察法による審判事件（同法33条1項又は59条1項若しくは2項の申立ての受付及びこれを受けた裁判所の裁判官が行う事務を除く。）

- (ウ) 労働審判事件

- ク 通信傍受令状請求事件

(ア) 杵築支部、佐伯支部、竹田支部、中津支部及び日田支部における犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく傍受の原記録の保管事務は、本庁において取り扱う。

(イ) 傍受の原記録の保管事務は、刑事部の事務を総括する裁判官が処理する。

(ウ) 執務時間外に傍受の記録を使用する必要が生じたときは、執務時間外の令状担当裁判官が、傍受の原記録保管裁判官を代理して処理する。

(4) 特別部

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律 3 条に基づく裁判員裁判対象事件からの除外に係る事件、同法 34 条 4 項に基づく裁判員候補者の不選任請求を却下する決定に対する異議申立事件（同法 35 条 1 項）、同法 41 条に基づく裁判員等の解任請求事件、同法 41 条 2 項 1 号の裁判員等の解任請求を却下する決定に対する異議申立事件（同法 42 条 1 項）、同法 43 条の職権による裁判員等の解任に係る事件及び同法 93 条 1 項に基づく選任予定裁判員の選定取消請求を却下する決定に対する異議申立事件（同法 94 条 1 項）は、特別部に配付し、所長が指名する裁判官がその合議体を構成する。

2 大分簡易裁判所

(1) 民事事件

通常訴訟事件（手形・小切手訴訟事件及び少額訴訟事件を含む。）の 19 分の 6、調停事件の 2 分の 1、保全命令事件の 2 分の 1、支払督促に関する裁判全部

簡裁判事 一志 泰滋

通常訴訟事件（手形・小切手訴訟事件及び少額訴訟事件を含む。）の 19 分の 6、調停事件の 2 分の 1、保全命令事件の 2 分の 1

簡裁判事 三城 芳子

通常訴訟事件（手形・小切手訴訟事件及び少額訴訟事件を含む。）の 19 分の 3、公示催告・過料・即決和解事件全部

簡裁判事 五嶋 勝彦

通常訴訟事件（手形・小切手訴訟事件及び少額訴訟事件を含む。）の 19 分の 2

簡裁判事 綿森 明男

通常訴訟事件（手形・小切手訴訟事件及び少額訴訟事件を含む。）の 19

分の 2

簡裁判事 橋辺 隆司

その他の事件、共助事件

簡裁判事一志泰滋、同三城芳子の順に担当する。

(2) 刑事事件

第一審事件及び刑事雑事件（共助事件を含む。）の全部

簡裁判事 五嶋 勝彦

ただし、簡裁判事五嶋勝彦に差し支えがあるときは、大分簡易裁判所所属の全裁判官により分担し、その分担の内容は、別途申合せにより定める。

令状請求事件

簡裁判事一志泰滋、同三城芳子、同綿森明男、同橋辺隆司により分担し、その分担の内容は、別途、申合せにより定める。

略式事件

簡裁判事綿森明男、同橋辺隆司により分担し、その分担の内容は、別途、申合せにより定める。

正式裁判（大分簡易裁判所の略式命令に対する正式裁判を除く。）

別府簡易裁判所の略式命令に対する正式裁判事件

簡裁判事 五嶋 勝彦

竹田簡易裁判所の略式命令に対する正式裁判事件

簡裁判事 伊藤 拓也

佐伯簡易裁判所の略式命令に対する正式裁判事件

簡裁判事 伏見 英

3 枢築簡易裁判所

(1) 民事事件

簡裁判事 上 甲 俊 夫

(2) 刑事事件

略式命令に対する正式裁判事件

簡裁判事 関 洋 太

略式命令に対する正式裁判事件及び令状請求事件以外の事件の全部

簡裁判事 上 甲 俊 夫

令状請求事件

杵築簡易裁判所所属の全裁判官により分担する。

4 中津簡易裁判所

(1) 民事事件

簡裁判事 浅 見 牧 夫

(2) 刑事事件

略式命令に対する正式裁判事件

簡裁判事 増 子 由 一

略式命令に対する正式裁判事件及び令状請求事件以外の事件の全部

簡裁判事 浅 見 牧 夫

令状請求事件

中津簡易裁判所所属の全裁判官により分担する。

5 日田簡易裁判所

(1) 民事事件

簡裁判事 池 尻 修 三

(2) 刑事事件

略式命令に対する正式裁判事件

簡裁判事 杉 浦 一 輝

略式命令に対する正式裁判事件以外の事件の全部

簡裁判事 池 尻 修 三

第3 代理順序

- 1 所長に差し支えのあるときの司法行政に関する所長の事務は、判事佐藤重憲、同鈴木和典、同有賀貞博の順にこれを代理し、これらの者に差し支えがあるときは、所長の指名する者が代理する。
- 2 部の事務を総括する者又は支部長に差し支えがあるときの司法行政事務は、当該部又は支部の判事又は特例判事補が前記第1記載の順序でこれを代理し、これらの者に差し支えがあるときは、所長の指名する者が代理する。
- 3 裁判長に差し支えがあるときは、当該部又は支部の判事又は特例判事補が前記第1記載の順序でこれを代理し、これらの者に差し支えがあるときは、所長の指名する者が代理する。
- 4 民事第1部の裁判官に差し支えがあるときは、民事第2部の裁判官又は刑事部の裁判官が、民事第2部の裁判官に差し支えがあるときは、民事第1部の裁判官又は刑事部の裁判官が、刑事部の裁判官に差し支えがあるときは、民事第1部の裁判官又は民事第2部の裁判官が、交互にこれを代理する。ただし、前記第2の1(1)ア(ウ)の事件の担当裁判官に差し支えがあるときは、民事第1部の裁判官又は民事第2部の裁判官がこれを代理する。
- 5 前記第2の1(3)キ(イ)の事件の担当裁判官に差し支えがあるときは、所長の指名する裁判官が代理する。
- 6 常勤する裁判官のいない支部の司法行政に関する事務は、当該支部の裁判事務を処理する裁判官がこれを掌理し、同裁判官に差し支えがあるときは、所長の指名する判事又は特例判事補がこれを代理する。
- 7 2人以上の裁判官が在勤する簡易裁判所において、司法行政事務を掌理する裁判官に差し支えがあるときは、他の裁判官が前記第1記載の順序によりこれを代理する。

8 2人以上の裁判官が在勤する支部又は簡易裁判所において、係裁判官に差し支えがあるときの裁判事務は、当該支部又は簡易裁判所の他の裁判官がこれを代理し、同裁判官にも差し支えがあるときは、所長の指名する裁判官がこれを代理する。

9 本庁及び各支部相互間並びに各簡易裁判所相互間の填補は、別紙第1の支部及び管内簡易裁判所相互間裁判官代理基準表による。ただし、各簡易裁判所の事務については、当該簡易裁判所の所在地の支部に填補する裁判官がその簡易裁判所の裁判官の職務を行うことができる。

なお、以上により難い特別の事情があるときは、所長の指名する庁の裁判官がこれを代理する。

また、填補する庁に複数の裁判官が配置されているときの担当裁判官は別途申合せにより定め、申合せがないときは、所長の指名する裁判官がこれを代理する。

第4 開廷の日割

本庁、各支部及び各簡易裁判所の開廷日割は、別紙第2の開廷日割表に定めるところによる。

第5 調停主任裁判官の指定

本庁民事部並びに各支部及び各簡易裁判所の裁判官全員を当該庁における調停主任裁判官に指定する。

第6 労働審判官の指定

本庁民事部の判事及び特例判事補全員を労働審判官に指定する。

附 則（平成30年12月13日裁判官会議議決）

この議決は、平成31年1月1日から実施する。

附 則（平成31年1月9日常置委員会議議決）

この議決は、平成31年1月16日から実施する。

附 則（平成31年3月14日裁判官会議議決）

この議決は、平成31年3月25日から実施する。

附 則（平成31年3月14日裁判官会議議決）

この議決は、平成31年4月1日から実施する。

附 則（平成31年3月26日常置委員会議議決）

この議決は、平成31年4月1日から実施する。